

長期優良住宅手数料規程

令和3年4月1日改定

長期優良住宅建築等計画に係る技術審査手数料

長期優良住宅促進に関する法律（平成20年法律第87号）

（単位：円）

	法第6条第1項第1号の技術的審査または法第6条第1項 第1号、第2号、第4号を含む技術的審査	
	戸建住宅	共同住宅
単独申請の場合	55,000	100,000 + 9,000 × 戸数
住宅性能評価と併願申請の場合	11,000 ^(注3)	70,000 + 2,000 × 戸数 ^(注3)

（注1）住宅型式認定住宅等については、上記金額の20%を減額します。

（注2）計画変更の手数料は、変更内容により別途協議とします。

（注3）劣化対策等級3、耐震等級2、断熱等級4、維持管理等級3の基準を満たしている場合に限る。

既存住宅の増築・改築（戸建住宅）

（単位：円）

床面積	法第6条第1項第1号の技術的審査または法第6条第1項 第1号、第2号、第4号を含む技術的審査
200㎡未満	80,000
200～500㎡未満	90,000

※既存住宅の増築・改築（共同住宅）については、別途見積もりとします。